

自治体の皆様への連絡事項

- ・ **地域公共交通計画を作成・変更した場合には**、遅滞なく公表するとともに、**主務大臣**（国土交通大臣・総務大臣）**に送付することが必要**です。
- ・ **地方公共団体は**、地域公共交通計画を作成した場合には、**毎年度**、計画に定められた施策の実施状況に関する調査、分析及び計画に定められた目標値と実績値を比較し、**達成状況の評価を行い**、必要に応じて計画の内容を見直すこととされています（令和2年法改正により努力義務化）。
また、**上記評価を行ったときは**、速やかに**その結果を主務大臣**（国土交通大臣・総務大臣）**に送付することが必要**です。

具体的な送付の手続きや様式は、以下のURLに掲載しておりますので、ご確認ください。

[計画及びその評価等結果の送付手続きについて\(自治体・協議会向け、関東運輸局管内\) - 関東運輸局 \(mlit.go.jp\)](#)

参考 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）

第5条 地域公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては、当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2～10（略）

11 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県（当該地域公共交通計画を作成した都道府県を除く。）並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者、その他地域公共交通計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通計画を送付しなければならない。

12～13（略）

第7条の二 地方公共団体は、地域公共交通計画を作成した場合には、毎年度、当該地域公共交通計画の区域における地域旅客運送サービス持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、地域公共交通計画を変更するものとする。

2 地方公共団体は、前項の調査、分析及び評価を行ったときは、速やかに、その結果を主務大臣に送付しなければならない。

3（略）